

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	特定公的給付事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、特定公的給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

②システムの機能	<p>3 各業務システムとの情報連携機能 住民情報系の各業務システム間で情報連携をする際に中継を行う。</p> <p>4 団体内統合宛名システム(以下「宛名システム」という。)との情報連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。</p> <p>5 中間サーバー連携機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。</p> <p>2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</p> <p>4 庁内連携システム連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（特別定額給付金システム、非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム）
システム9	
①システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム
②システムの機能	1. 住基、住民税データ等を取り込み、緊急支援給付金支給対象世帯の判定を行う機能 2. 対象者への申請書・通知書等を発行する機能 3. 受給者の口座情報・給付状況を管理する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
①子育て世帯特別給付金ファイル、②住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、③豊中市生活応援臨時給付金ファイル、④電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の第100の項および101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条および74条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。） 第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課、福祉部 地域共生課
②所属長の役職名	子育て給付課長、地域共生課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯特別給付金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子育て世帯特別給付金の支給対象者
その必要性	子育て世帯特別給付金の支給に関する事務処理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報(氏名、性別、生年月日、住所)】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②申請内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先(電話番号等)】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため 【地方税関係情報】 ①受給資格者の確認や支給区分判断のため 【児童福祉・子育て関係情報】 ①支給対象者及び受給資格確認のため 【口座情報】 ①給付金等口座振込先確認のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月26日
⑥事務担当部署	こども未来部 子育て給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県市町村、地方公共団体システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民情報系ファイルサーバ、電子申込システム)	
③使用目的 ※	特別給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	子育て給付課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【特定公的給付対象者の管理】 ・特例給付判定のための所得情報、資格情報の管理 【特定公的給付の支給】 ・受給情報の管理 ・給付金支給口座情報の管理
	情報の突合	住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛番号・団体内統合宛番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報照会の際に、個人を特定するために利用する。
⑥使用開始日	令和3年4月26日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 5) 件	
委託事項1	コロナ関連給付金システムの保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、職員からの問い合わせに対する調査	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

委託事項2		コロナ関連給付金システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、職員からの問い合わせに対する調査	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		庁内連携システム・宛名システムの保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
委託事項4		窓口関連委託業務	
①委託内容		窓口受付、電話対応、システム入力、通知書発送等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社パソナ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[]		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙	
⑦時期・頻度			
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</p> <p><文書類における措置> 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>		
7. 備考			

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、豊中市生活応援臨時給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者
その必要性	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務処理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報(氏名、性別、生年月日、住所)】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②申請内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先(電話番号等)】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため 【地方税関係情報】 ①受給資格者の確認及び判定のため ②宛所不明者の送付先住所確認のため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ①支給対象者及び受給資格確認のため 【口座情報】 ①給付金等口座振込先確認のため 【国民健康保険情報・介護保険情報】 ①宛所不明者の送付先住所確認のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月7日
⑥事務担当部署	福祉部 地域共生課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、福祉事務所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県市町村、地方公共団体システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民情報系ファイルサーバ、電子申込システム)	
③使用目的 ※	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	地域共生課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【特定公的給付対象者の管理】 ・特例給付判定のための所得情報、資格情報の管理 【特定公的給付の支給】 ・受給情報の管理 ・給付金支給口座情報の管理
	情報の突合	住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報照会の際に、個人を特定するために利用する。
⑥使用開始日	令和4年1月7日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、職員からの問い合わせに対する調査	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

委託事項2		庁内連携システム・宛名システムの保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
委託事項3		コールセンター業務	
①委託内容		各給付金事業に関する電話対応、システム入力、通知書発送	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東武トップツアーズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</p> <p><文書類における措置> 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【子育て世帯臨時給付金】

○受給者情報

宛名コード、フリガナ、氏名、性別、生年月日、DVフラグ、郵便番号、住所、方書、児童手当支給区分

○支給関連情報

支給児童数、給付額、給付金受取方法、金融機関コード、金融機関名カナ、金融機関名漢字、支店コード、支店名カナ、支店名漢字、口座種別、口座番号、口座名義人、お知らせ発行日、支給日

○児童情報

宛名コード、氏名

【子育て世帯生活支援給付金】

○受給者情報

宛名コード、フリガナ、氏名、性別、生年月日、DVフラグ、郵便番号、住所、方書、電話番号

○支給関連情報

支給児童数、給付額、給付金受取方法、金融機関コード、金融機関名カナ、金融機関名漢字、支店コード、支店名カナ、支店名漢字、口座種別、口座番号、口座名義人、お知らせ発行日、支給日、申請種別、申請理由、申請年月日、受給者区分、児童数、お知らせ送付日、児童扶養手当証書番号、不支給申請受付日、口座変更申請受付日、振込区分、不足書類有無、決定年月日、決定結果、決定理由、受給者番号、請求年月、支給金額、返還有無、返還日、口座有効期間、振込先金融機関名、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、振込年月日、支払金額、支払い処理日、不足書類有無

○児童情報

宛名コード、氏名、生年月日

【住民税非課税世帯等臨時給付金、豊中市生活応援臨時給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金】

○住基マスタ

世帯番号、続柄区分1、続柄区分2、続柄区分3、現住所、郵便番号、情報区分、電話番号、住民でなくなった日、送付先カナ氏名、送付先氏名、送付先住所、送付先郵便番号、清音カナ氏名、社会福祉施設入所者、DV被害者、給付対象外、メモ、更新不可フラグ、住民となった年月日、給付対象外_福祉、対象外コード

○金融機関マスタ

金融機関コード、支店コード、金融機関カナ名、金融機関名、支店カナ名、支店名

○口座区分

口座区分(種別)、エラー区分

○行政区マスタ

行政区コード

○続柄マスタ

続柄コード、続柄

○登録口座データ

給付対象者個人コード、指定口座種別、金融機関コード、支店コード、口座区分、口座番号、口座名義カナ、口座名義漢字

○DV情報マスタ

個人コード、DV被害者_現住所、DV被害者_郵便番号

○住民税マスタ

作成日、個人コード、住民税均等割額

○扶養配偶専従者マスタ

納税者個人コード、個人コード、控除区分、扶養区分、同居老人フラグ、扶養障害区分、同居特別障害フラグ、納税者との続柄

○住基基準日マスタ

個人コード、カナ氏名、氏名、生年月日、性別コード、行政区コード、世帯番号、続柄区分1、続柄区分2、続柄区分3、現住所、郵便番号、情報区分、電話番号、住民でなくなった日、清音カナ氏名、住民となった年月日

○対象外理由マスタ

対象外コード、対象外理由

○申請書データ

申請書番号、申請者個人コード、給付対象区分、受付区分、申請書受付日、申請書受付者、申請書入力日、給付合計金額、受取方

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

①子育て世帯特別給付金ファイル、②住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、③豊中市生活応援臨時給付金ファイル、④電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 ・個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク	<p>・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。</p> <p>・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p>
入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<p>・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。</p> <p>・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。</p> <p>・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。</p> <p>・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対処付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対処付けされていることを職員が確認している。</p>
入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<p>・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。</p> <p>・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。</p> <p>・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに綴って保管している。</p> <p>・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</p> <p>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</p> <p>・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。</p>

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【宛名システム等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。 <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ関連給付金システム、非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・コロナ関連給付金システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末に生体情報とパスワードで認証 ・システムにIDとパスワードで認証 ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にIDカード又は生体情報とパスワードで認証 ・システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDと生体情報で認証 ・システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証 ・システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム <ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者は直接アクセスできないよう制御 ・電子申込システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDと生体情報で認証 ・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 ・システムのパスワードはシステム管理者が管理。
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。

	<p>【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・コロナ関連給付金システム ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・豊中市生活応援臨時給付金システム ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機を持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
			[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写、複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所、作業場所における責任体制、作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>		

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・実施機関内の他部署システムとの連携においては、コロナ関連給付金システム、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、豊中市生活応援臨時給付金ファイル及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛名番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。 また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>○入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>			

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

○不適切な方法で提供されるリスク

＜業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞

中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したL2/L3ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

○誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞

- ・中間サーバーに保存される副本情報については、業務システムから、庁内連携システムや宛名システムを介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が業務システムの情報と同一の情報であることを担保している。
- ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、誤った情報の提供を防止している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバ室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査
		[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来部 子育て給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221 福祉部 地域共生課 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2217
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	I-1-①事務の内容	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金	事前	
令和4年10月11日	I-2-システム8		豊中市生活応援臨時給付金システムを追加	事前	
令和4年10月11日	I-3 特定個人情報ファイル名		③豊中市生活応援臨時給付金ファイルを追加	事前	
令和4年10月11日	II-1 特定個人情報ファイル名		豊中市生活応援臨時給付金ファイルを追加	事前	
令和4年10月11日	II-2-③ 対象となる本人の範囲、その必要性	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象者	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び豊中市生活応援臨時給付金の支給対象者	事前	
令和4年10月11日	II-3-③使用目的	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び豊中市生活応援臨時給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	事前	
令和4年10月11日	II-4 委託事項1	非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム	非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム	事前	
令和4年10月11日	(別添1)ファイル記録項目		豊中市生活応援臨時給付金システムを追加	事前	
令和4年10月11日	III-1 特定個人情報ファイル名		③豊中市生活応援臨時給付金ファイルを追加	事前	
令和4年10月11日	III-3 リスクに対する措置の内容	【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・コロナ関連給付金システム及び非課税世帯等に対する臨時特別給付金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・コロナ関連給付金システム、非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム及び豊中市生活応援臨時給付金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事前	

令和4年10月11日	Ⅲ-3 具体的な管理方法	・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム 端末にIDカード又は生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム及び豊中市生活応援臨時特別給付金システム 端末にIDカード又は生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	事前	
令和4年10月11日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・コロナ関連給付金システム ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・コロナ関連給付金システム ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・豊中市生活応援臨時給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事前	
令和5年2月10日	I-1-②事務の内容	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金 ⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	I-2-システム9		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付システムを追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	I-3 特定個人情報ファイル名		④電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルを追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	II-1 特定個人情報ファイル名		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルを追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	II-2-③ 対象となる本人の範囲、その必要性	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び豊中市生活応援臨時給付金の支給対象者	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

令和5年2月10日	Ⅱ-3-③使用目的	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び豊中市生活応援臨時給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月10日	Ⅱ-4 委託事項1	非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム	非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	Ⅱ-4 委託事項3	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する電話対応、システム入力、通知書発送	各給付金事業に関する電話対応、システム入力、通知書発送	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	(別添1)ファイル記録項目		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システムを追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年2月10日	Ⅲ-1 特定個人情報ファイル名		④電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルを追加	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月10日	Ⅲ-3 リスクに対する措置の内容	【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・コロナ関連給付金システム、非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム及び豊中市生活応援臨時給付金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・コロナ関連給付金システム、非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時給付金システム及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月10日	Ⅲ-3 具体的な管理方法	・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム及び豊中市生活応援臨時特別給付金システム 端末にIDカード又は生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、豊中市生活応援臨時特別給付金システム及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム 端末にIDカード又は生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

令和5年2月10日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	<p>【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <p>・コロナ関連給付金システム ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・豊中市生活応援臨時給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー</p>	<p>【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <p>・コロナ関連給付金システム ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・豊中市生活応援臨時給付金システム ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー</p>	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月10日	Ⅲ-5 その他の措置の内容	<p>・実施機関内の他部署システムとの連携においては、コロナ関連給付金システム及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイルと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。</p> <p>また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。</p>	<p>・実施機関内の他部署システムとの連携においては、コロナ関連給付金システム、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、豊中市生活応援臨時給付金ファイル及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。</p> <p>また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年4月20日	I-4 個人番号の利用	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の第100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第73条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条</p>	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の第100の項および101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第73条および74条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条</p>	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年6月30日	I-2(システム7) ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更